

資料編

○動員責任者及び集合場所等に関する資料について……P28

○健康調査に伴う関連資料について……………P38

○防疫作業に伴う関連資料について……………P44

○発生時における連絡体制フロー及び連絡網について…P55

【資料編】

動員責任者及び集合場所等に関する資料について

動員責任者や動員調整班、健康調査班が、動員の調整から、集合場所における動員者への対応、健康調査の作業に関して必要な指示を行い、また、バス乗車までの役割を円滑に実施するための資料として活用する。

- 動員責任者の認識しておくべき事項……………P29
- 動員調整班、健康調査班について……………P31
- 【動員調整班、健康調査班】対応マニュアル……………P33
- 高病原性鳥インフルエンザ対応動員名簿記載例……………P36

動員責任者の認識しておくべき事項

1 動員責任者とは

動員責任者とは、県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の職員の動員に関する役割を担い、各部局主管課に所属する職員で、原則、「高知県危機管理指針」に規定する危機管理連絡員と重複しない方になります。

動員責任者は、自部局の職員に関して、下記「4 動員責任者の役割」に記載してある事項を行います。

2 動員のフロー

動員の全体的な取り組みについては、別表「鳥インフルエンザ（家きん）発生時の動員体制フロー」に基づき、動員を行います。

3 集合予定場所

- ・ 幡多地域(黒潮町以西)で発生した場合：幡多土木事務所（又は幡多福祉保健所）及び保健衛生総合庁舎（又は本庁舎正庁ホール）の2ヶ所
- ・ 幡多地域より東で発生した場合：保健衛生総合庁舎（又は本庁舎正庁ホール）の1ヶ所又は、状況に応じて安芸福祉保健所を追加

4 動員責任者の役割

① 事前準備での役割

- ・ 基礎疾患に関する問診票（一次）の配布、取りまとめ
動員予定職員に問診票を配布。取りまとめて、職員厚生課に提出
※ 職員厚生課で作業不適格者があれば、各部に連絡
- ・ 24時間体制での動員リスト作成
1陣（クール）あたりの動員者の作業時間は、原則、農場内等の作業実施場所における実働時間として4時間とする。なお、作業時間は状況に応じて前後することがある。
殺処分作業が終了するまでは、原則、24時間体制で取り組む（6陣体制）
殺処分の作業終了後に行う汚染物品回収及び処理、消毒等は、原則、12時間体制で取り組む（3陣体制）
- ・ 動員時問診票（二次）の配布
動員時の健康診断のための問診票を事前に職員に配布

② 簡易検査陽性時の役割

- ・ 動員職員の招集準備
動員リストに基づき、農業振興部からの要請人員を招集
⇒ 動員リスト（動員名簿様式）を紙ベース及び電子データにて、消防政策課へ提出
※ 幡多地域で発生した場合は、動員リストへ動員者毎に2箇所の集合場所の内、一方を選択して記載

③ 患畜（疑似患畜）決定の場合の役割

- 動員者の招集
患畜（疑似患畜）決定により、動員職員を招集
- 人員の確認
集合場所において自部局の人員の取りまとめ
※動員職員の中で、自部局の取りまとめを担う職員（班長）を決めることも可

動員調整班について

1 動員調整班の編成

(1) 目的

高病原性鳥インフルエンザが発生し、全庁職員の動員が必要となった場合、集合場所に集まる動員者の受付から、防疫作業概要の説明、バスへ乗車し出発するまでの対応を担うとともに、バス責任者は農場まで同行し、動員者が防疫作業に従事するための準備を円滑に行えるようにする。

また、集合場所では健康調査班と連携し、動員者の健康状態を考慮した作業配置など、動員者への対応を行う。

※バス責任者：原則、バス1台につき、農業振興部職員1名を配置する。

(2) 組織

動員調整班は、高知県高病原性鳥インフルエンザ危機管理本部の防疫対策チーム内に設置する。

編成は、動員調整班長以下、現場班長（高知・幡多）、動員調整担当、バス責任者、作業説明担当とし、高知と幡多の2班体制とする。

2 動員調整班の各担当の役割

動員調整班長

集合場所：保健衛生総合庁舎又は本庁舎正庁ホール（状況に応じて安芸福祉保健所）

農業政策課長補佐が担当し、高知・幡多の両現場班を統括する。
健康調査班やバス協会との調整を行う交通運輸政策課、職員の動員を担当する消防政策課との連絡・調整を行う。

現場班長（高知・幡多）

集合場所（高知）：保健衛生総合庁舎又は本庁舎正庁ホール（状況に応じて安芸福祉保健所）

集合場所（幡多）：幡多土木事務所又は幡多福祉保健所

両現場班長は農業振興部職員が担当し、集合場所での動員者の受け入れ、バス責任者、作業説明の各担当を総括・指揮して、現場での動員者への対応を実施する。

動員調整担当

農業振興部の職員が担当し、動員者の受付からバスへの乗車、現地へのお出発までを円滑に行えるよう対応、調整する。

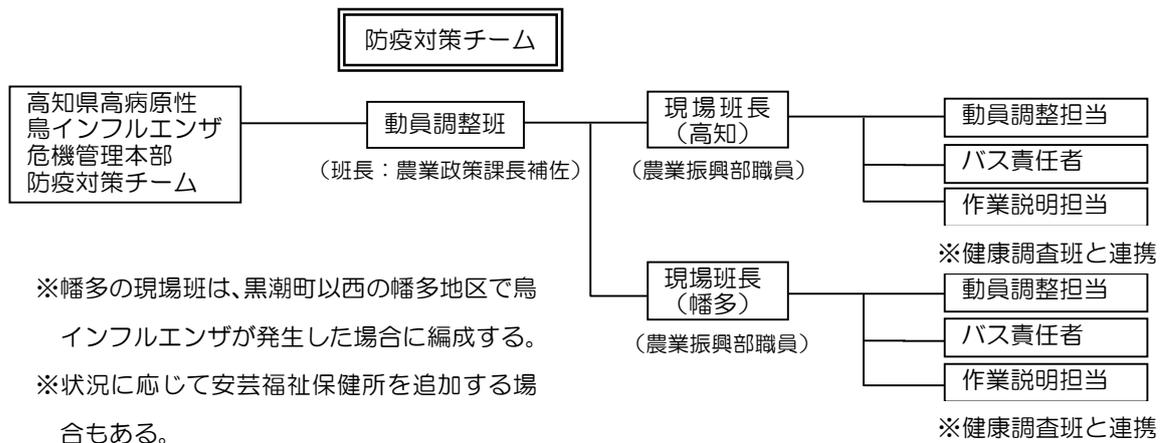
バス責任者

動員者の集合から解散まで、予め班分けされた班に基づき、担当するバスに乗車する動員者について、円滑に防疫作業に従事するため、農場内の動員者対応班との連絡・調整、動員者への作業説明や防護服着脱補助などの対応を行う。また、各工程における時間の把握をするとともに体調不良者が発生した際には、健康調査班につなぎ、動員調整班長に報告する。

作業説明担当

畜産振興課員もしくは家畜保健衛生所員が担当し、動員者に対して現地農場で実施する防疫作業の実施予定や内容等の説明を行う。

【動員調整班の編成図】



健康調査班について

1 健康調査班の目的

高病原性鳥インフルエンザが発生し、全庁職員の動員が必要となった場合、集合場所に集まる動員者の健康調査の対応を担う。

2 健康調査班の各担当の役割

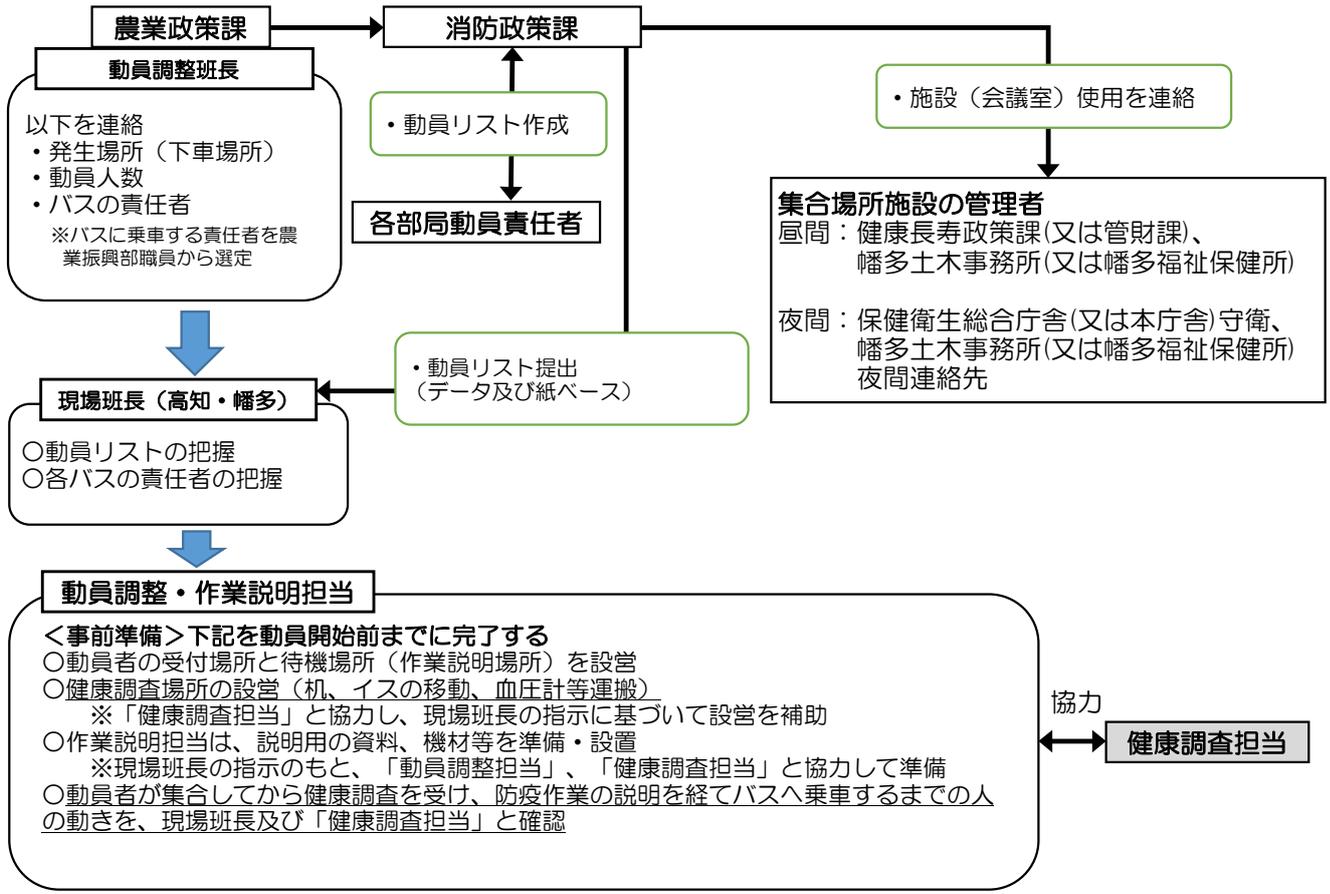
職員厚生課及び健康政策部の医師、保健師等の職員で編成し、動員者の健康調査を行う。

編成は、健康調査担当として、高知と幡多の2班体制とする。

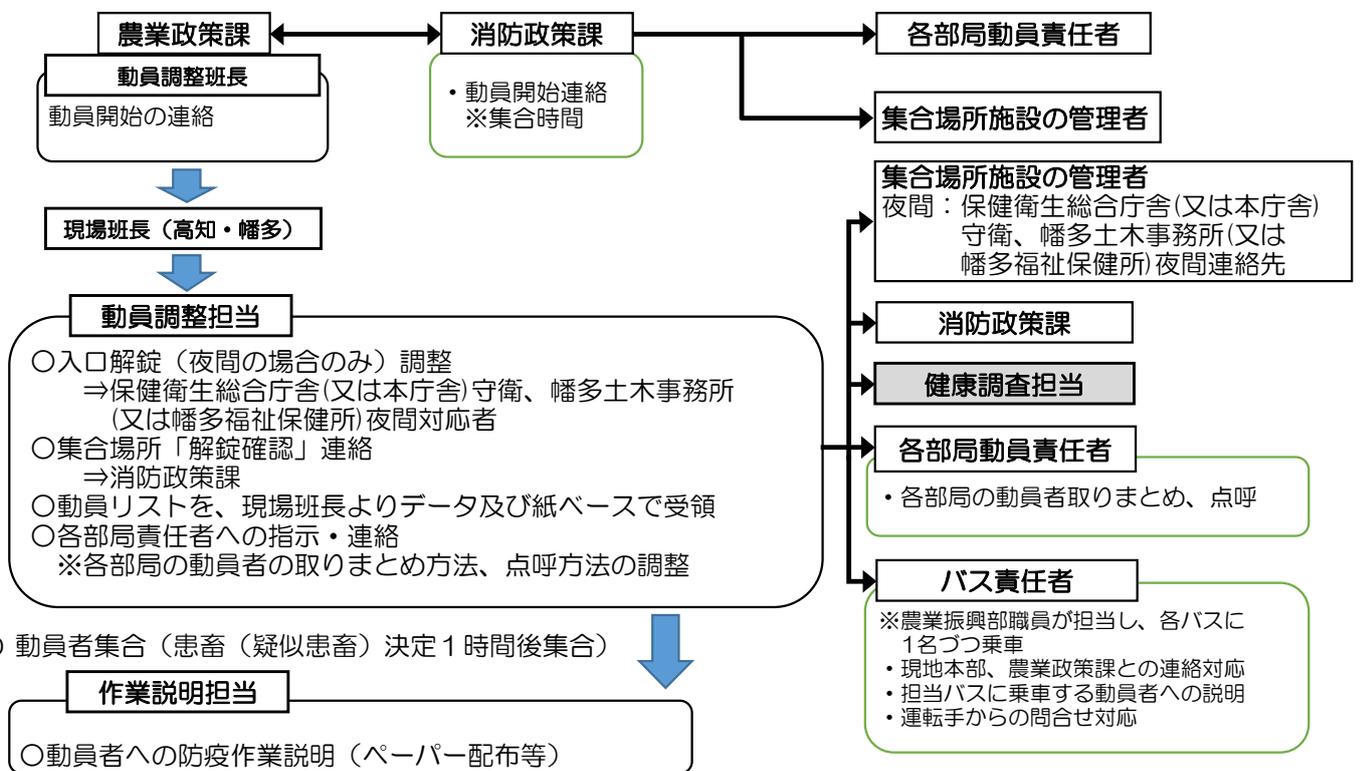
【動員調整班】 動員調整・バス責任者・作業説明担当（農業振興部）対応マニュアル
※高知・幡多共通

0:00 フェーズ1 異常家さん発生

2:00 フェーズ2 簡易検査陽性（異常家さん発生から2時間後想定）



16:00 フェーズ3 患畜（疑似患畜）決定（簡易検査陽性から12～16時間後想定）



17:00 動員者集合（患畜（疑似患畜）決定1時間後集合）



18:00 バス出発（患畜（疑似患畜）決定2時間後を想定）

…健康調査班

【黒潮町より東で発生した場合の記載例】

高病原性鳥インフルエンザ対応動員リスト（幡多地域以外）

第1陣

部局名： ○○部

※発生地毎に作成のこと。

番号	動員日数	課室等名	職名	氏名	動員順位	靴	防護服	備考	鶏舎外のみ可
1	1	○○	主幹	A	1	26	M		
2	1	○○	主査	B	2	26	L		
3	1	○○	チーフ	C	3	28	L		
4	1	○○	主幹	D	4	25.5	M		
5	1	××	主任	E	5	28	XL		
6	1	××	主事	F	6	27	XXL		○
7	1	××	主幹	G	7	27	L		○
8	1	××	主幹	H	8	27	L		
9	1	△△	主査	I	9	23	S		
10	1	△△	主査	J	10	22	S		○
11	1	△△	主事	K	11	24	M		
12	1	△△	主事	L	12	30	XL		
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

【黒潮町以西で発生した場合の記載例】

高病原性鳥インフルエンザ対応動員リスト（幡多地域）

第1陣

部局名： ○○部

※発生地毎に作成のこと。

※「集合希望場所」欄には、「幡多」か「高知市」のいずれか希望する場所を記載すること。

番号	動員日数	課室等名	職名	氏名	動員順位	靴	防護服	集合希望場所	備考	鶏舎外のみ可
1	1	○○	主幹	A	1	26	M	幡多		
2	1	○○	主査	B	2	26	L	幡多		
3	1	○○	チーフ	C	3	28	L	幡多		
4	1	○○	主幹	D	4	25.5	M	幡多		
5	1	××	主任	E	5	28	XL	幡多		
6	1	××	主事	F	6	27	XXL	幡多		○
7	1	××	主幹	G	7	27	L	高知市		○
8	1	××	主幹	H	8	27	L	幡多		
9	1	△△	主査	I	9	23	S	高知市		
10	1	△△	主査	J	10	22	S	高知市		○
11	1	△△	主事	K	11	24	M	高知市		
12	1	△△	主事	L	12	30	XL	高知市		
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

幡多地域で発生の場合は、集合希望場所を「高知市」か「幡多」のいずれかを記載して提出する。

【資料編】

健康調査に伴う 関連資料について

動員者自らが健康調査に関する事項を事前に理解することで、感染予防の意識を高めることを目的とした資料である。

- 防疫作業従事者等への健康調査について……………P39
- 事前健康調査問診票（様式1）……………P40
- 作業前健康調査問診票（様式2）……………P41
- 体温記録用紙（様式3）……………P42
- 防疫措置作業者のみなさまへ（健康管理編）（様式4）……………P43

防疫作業従事者等への健康調査について

1) 事前の健康調査

- ア) 各部局動員責任者は、防疫作業従事予定者に事前健康調査問診票(様式1)を配布し、必要事項を記入のうえ、部局ごとに取りまとめたのち職員厚生課に送付する。
- イ) 職員厚生課は事前問診票の記載事項を確認し、防疫作業従事の適否を確認する。
- ウ) 防疫作業従事予定者に、「防疫作業従事者のみなさまへ」(様式4)、作業前健康調査問診票(様式2)および体温記録用紙(様式3)を配布する。

2) 当日の事前健康調査

- ア) 防疫作業従事予定者は「作業前健康調査問診票」(様式2)の必要事項を記入し、集合場所に持参する。
- イ) 体温及び血圧の測定、問診、診察
- ウ) 健康調査担当医師は問診票により作業従事の適否を判定する。

3) 防疫作業従事中および従事後の健康管理

- ア) 防疫作業中に感染を懸念するような状況があった場合または作業後具合が悪くなった場合等には、現地対策本部の救護所において医師による診察を行う。
- イ) 防疫作業終了後は、「体温記録用紙」(様式3)による10日間の健康チェックを行う。
- ウ) 「体温記録用紙」は10日間の経過観察後、職員厚生課に提出する。

事前健康調査問診票

☆氏名等～No.9を記入してください。

平成 年 月 日

作業 予定日							
氏名	フリガナ	職員 番号	男 ・ 女	生年 月日	昭・平	年	日生 (満 歳)
所属	電話() -						
連絡先	自宅電話() -						
	携帯電話() -						
質問事項				回答欄 (当てはまる項目を○で囲んでください)			
1 ぜんそくがありますか (小児ぜんそく等で現在症状がないものは除く)				はい		いいえ	
2 膠原病(こうげんびょう: 自己免疫疾患など)と言われたことがありますか				はい		いいえ	
				病名【		】	
3 ステロイド剤など免疫抑制剤を服用していますか				はい		いいえ	
				病名【		】	
4 糖尿病がありますか				はい		いいえ	
ア)インシュリンを注射していますか				はい		いいえ	
イ)服薬している薬がありますか				はい		いいえ	
				薬名【		】	
5 腎機能異常と言われたことがありますか				はい		いいえ	
				病名【		】	
6 現在、腰痛や頸肩腕痛等がありますか				はい		いいえ	
				病名【		】	
7 平熱と普通の血圧(健診等での測定結果)をお書きください				平熱【 °C】			
				血圧【最高 /最低】mmHg			
8 現在、上記以外の理由により、何らかの病気で医師にかかっていますか				はい		いいえ	
				病名【		】	
ア) その病気により、定期的に治療または経過観察していますか				はい		いいえ	
				治療内容【		】	
イ) 医師の指示により、職務上あるいは運動において、制限もしくは禁止されていることがありますか				はい		いいえ	
				病名【		】	
9 その他、気になることがあればお書きください (女性の方は妊娠中など)							

【 医師判断 】

防疫作業従事 可 (→当日の健康調査結果で判断)

不可

() 鶏舎外作業のみ可

【理由:】

医師署名【】

【当日問診票】

作業前健康調査問診票

☆氏名等～No.6を記入してください。No.7、8は、会場にて測定して記入してください。

令和 年 月 日

本人記入欄	氏名	フリガナ	職員番号	男・女	生年月日	昭・平 年 月 日生 (満 歳)	
	所属	電話() -					
	連絡先	自宅電話() -	-				
		携帯電話() -	-				
	質問事項			回答欄 (当てはまる項目を○で囲んでください)			
	1 今日の体調で具合の悪いところがありますか			はい	いいえ		
	2 1. で「はい」の方のみお答えください ※具合が悪い症状について、具体的に書いてください			せき 熱感 その他	のどの痛み だるさ	筋肉痛 下痢 嘔吐	関節痛 腹痛
	3 1週間以内に、インフルエンザにかかりましたか			はい	いいえ		
	4 1週間以内に、同居している家族でインフルエンザにかかった人がいますか(別居の家族を看病した場合も含む)			はい【続柄	】	いいえ	
	5 1週間以内に本人または家族(同居)で、右のア～エ)の急性呼吸器症状がありましたか (別居の家族を看病した場合も含む) 右のア)～エ)の症状に○をつけてください			はい【続柄 ア) 38℃以上の発熱 イ) 鼻みずもしくは鼻づまり ウ) のどの痛み エ) せき	】	いいえ	
6 以前、タミフルを服用して副作用が出たことがありますか(タミフルを服用したことがない方は、「いいえ」を○で囲んでください)			はい 副作用:	いいえ			
(会場)	7 体温	℃		* 血圧異常なし: 最高159以下 最低 99以下			
	8 血圧	最高	/ 最低	mmHg	* 体温異常なし: 37.4℃以下		
保健師	血圧再測定:			保健師名	受付番号		

医師記入欄

【 医師診察 】

血 圧 (要再検者のみ) (最高) ~ (最低) mmHg

体 温 (要再検者のみ) °C

作業従事 適 ・ 否

医師署名[]

防疫作業従事の場合、タミフルの予防内服を希望しますか

(希望する ・ しない)

本人署名 _____

タミフル投与の有無 有 ・ 無

タミフルカプセル75
1錠/日(朝) × 10日

医師署名[]

《 体温記録用紙 》

- * 作業後の観察期間は10日間です。
 * 接触があった日から10日間、38度以上の急な発熱や急性呼吸器症状がなければ、ほぼ感染はなく、もちろん他への感染力もないと思われます。
 * 気になる症状が現れたときには、速やかに職員厚生課までご連絡下さい。
 * 注意深くご自身の健康チェックを行っていただくことをお願いいたします。

氏名	所属	TEL 携帯
----	----	-----------

作業日 より	日	測定時間	体温(°C)	他呼吸器等症状等	タミフル 服用	備考
作業日	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 1日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 2日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 3日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 4日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 5日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 6日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 7日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 8日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 9日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	
作業後 10日目	月 日()	朝 :			無・有	
		夕 :			無・有	

問い合わせ・返信先

10日間の観察が終了したら、職員厚生課まで提出してください。

職員厚生課 TEL 823-9775 FAX 823-9206

防疫措置作業者のみなさまへ(健康管理編)

防疫作業に従事される方は、作業前の健康調査と作業後の経過観察を受けていただきます。

これらは、あなたが鳥インフルエンザウィルスに感染して発症しないためと、ご家族など周囲の方への感染を防止するために非常に重要です。

1 作業を始める前に健康調査を行います

- (1) 防疫作業は、防護服を着用します。(本日の予想気温によっては、かなり暑くなりますので、軽装で来てください。また、必要に応じて、着替えを数枚お持ちください。)
- (2) 脱水症状を起こさないように、作業前は十分に水分を取ってください。
- (3) 作業前の健康調査は、作業に従事できるかどうかを判断するために、問診、血圧測定、体温測定、診察を行います。

2 作業中の留意事項について

- (1) 作業中、気分や体調が悪くなった場合は、無理せずに現場の責任者に声をかけ、休憩をとってください。
- (2) 作業中は、防護服(N95マスク、ゴーグル、手袋等を含む)を正しく着用し、感染防止に留意してください。
適切に防護服を着用すれば、感染の恐れはありません。また、濃厚接触によるものを除き、鳥インフルエンザウィルスは通常、人に感染することはありません。
- (3) 防護服の表面には、鳥インフルエンザウィルスが付着している可能性が高いため、防護服を脱ぐ際には、原則、指定された場所で、感染防止に留意しながら正しい方法で脱いでください。
- (4) 休憩中も水分を十分に取ってください。
- (5) 休憩・昼食時間に、皆様の体調確認を行っておりますので、気になるところがありましたら、救護所まで申し出てください。

3 作業終了後も経過観察を行います

- (1) 作業終了後の健康状態については十分注意し、体調がすぐれない方は必ず申し出てください。
- (2) 作業日の翌日から10日間(継続して作業した場合は、最終作業日の翌日から10日後まで)は、必ず1日2回の体温測定と健康観察(呼吸器症状、その他自覚症状等)を行い、その結果を「体温記録用紙」に記入してください。(記入後は職員厚生課まで提出してください)
- (3) タミフルの予防投与の指示があった方は、1日1カプセルを毎朝(10日間)服用してください。
- (4) 従事後の体調に変化等がありましたら、速やかに職員厚生課(823-9775)にご連絡ください。

***インフルエンザ様症状は、38℃以上の急な発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感、咽頭痛、咳などです。**

【資料編】

防疫作業に伴う 関連資料について

動員者が防疫作業等の概要を事前に理解することで、現場での作業を円滑に進めることを目的とした資料である。

- 防疫作業を行う皆様へ（家畜防疫編）……………P45
- 防護服の着衣の仕方（資料1）……………P48
- 防護服の脱衣の仕方（資料1）……………P49
- 各作業班の作業風景イメージ（資料2）……………P50
- 防疫作業イメージ（資料3）……………P54

防疫作業を行う皆様へ(家畜防疫編)

1 共通事項

(1) 防疫作業前の流れ

- ①防疫作業説明後にバスで、現地作業基地まで移動します。
必要に応じて、着替えを持参してください(本日の予想気温によっては、作業中に汗をかくことも想定されます)。
- ②到着後、バスを降りたら、現地の係の誘導に従い移動してください。
- ③係の指導に従って、防護服一式(長靴・手袋・マスク・ゴーグル等)を着衣します(別添【資料1】参照)。
防護服の前面及び背面に、班名と名字を大きな文字で標記します。
- ④脱いだ上着や携帯品は係の指示に従い所定の場所(バスの座席等)で保管してください。

(2) 防疫作業後の流れ

- ①作業終了後、係の指導に従って、防護服一式(長靴・手袋・マスク・ゴーグル等)を脱衣します(別添【資料1】参照)。
- ②脱衣後に手洗い、消毒、洗顔、うがい等を行ってください。
- ③手洗い、うがい等を済ませてから、必要に応じて持参したものに着替えてください。
- ④全て終わりましたら、係の誘導に従い、速やかにバスに乗り、こちら(集合場所)まで帰ってきます。

(3) 注意事項について

- ①各作業責任者の指示に従い、ケガ等をしないように防疫作業を行ってください。各作業責任者は色付きベストを着用しています。
- ②休憩についても作業責任者の指示に従い、休憩時間に水分補給、トイレ等を済ませてください。
- ③作業中に気分が悪くなった場合には、直ちに作業責任者に申し出て、指示に従ってください。
- ④病原体の持ち出しを防ぐために、農場内に持ち込んだ物品は、全て廃棄することになりますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤上着や携帯品は、防護服の装着前に、所定の保管場所で管理してください。眼鏡や髪留め等の必要な物以外は、農場内に持ち込まないようにお願いします。
- ⑥作業状況の撮影等はできません。撮影を確認した場合、回収させて頂くこともありますので、ご了承下さい。

2 防疫作業について

(1) 防疫作業の目的

殺処分、埋却や消毒などを速やかに行い、病原体を発生農場内に封じ込め、農場外へ広げないことを目的としています。

(2) 防疫作業の内容

発生農場内と農場周辺で防疫作業を行います。

発生農場内では、作業の進捗状況により、次のいずれかの作業を実施していただきます。詳細は係の指示に従ってください。

①発生農場内での防疫作業

発生農場内で実施する作業は、殺処分、汚染物品回収及び処理(埋却)、消毒が基本的な作業です。

その他の作業として、動員者への対応、移動規制、埋却溝の準備、資機材積み卸し、手当金の対象となる汚染物品の計数、計量や記録なども実施します。

【各作業内容】(別添【資料2】参照)

各 作 業	作 業 内 容	留 意 事 項
殺処分	<ul style="list-style-type: none"> 鶏舎内で、生存鶏をケージから取り出し、台車に乗せたペール(ビニール袋を装着)に原則10羽ずつ入れる。 鶏舎入り口付近まで台車で運び、炭酸ガスを用いて殺処分 殺処分した鶏をビニール袋のままペールから取り出し、結束バンドで封した後、フレコンバックに移し替える。 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間6交代制 防護服着用 ※
汚染物品(鶏卵、飼料、鶏糞等)の回収及び処理	<ul style="list-style-type: none"> 鶏卵、飼料の回収：農場内の全ての鶏卵及び飼料を回収し、フレコンバック等に移し替える。 鶏糞の回収：鶏舎内の鶏糞をスコップや重機等を用いて回収する。 堆肥の回収：農場内の堆肥舎等の堆肥を回収する。 回収した物品は、重機等で埋却溝近くまで搬送し、埋却溝に投入する。 殺処分鶏や鶏卵等の汚染物品の埋却補助 消石灰による消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 12時間3交代制 防護服着用 ※
消毒	<ul style="list-style-type: none"> 動力噴霧器を用いて、農場から出る車両や作業者の消毒 動力噴霧器を用いて、鶏舎内外の消毒 鶏舎内及び鶏舎周辺の消石灰散布 	<ul style="list-style-type: none"> 12時間3交代制 防護服着用 ※
動員者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 防護服の着脱補助 退場時の動員者の消毒補助、うがい、手洗い指導補助 長靴等の資材管理 	<ul style="list-style-type: none"> 動員者の中から選出(5名程度) 防護服着用
移動規制班	<ul style="list-style-type: none"> 農場連絡道路での人や車両に対する通行制限と消毒 農場出入口での人や車両に対する通行制限と消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて作業 防護服着用 ※
埋却溝の準備	<ul style="list-style-type: none"> 埋却溝へのビニールシート等の敷設 埋却溝内への消石灰散布 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて作業 防護服着用 ※
資機材積み卸し	<ul style="list-style-type: none"> 防疫資機材や消毒薬の積み卸し作業 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて作業 防護服着用 ※
汚染物品の計数等	<ul style="list-style-type: none"> 手当金の対象となる殺処分鶏や汚染物品の計数や計量 鶏卵等は、計量前にビニール袋等に入れる。 計量後は、埋却処理のためにフレコンバックに入れる。 計数、計量の結果を記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて作業 防護服着用 ※

※ 発生農場内で作業実施：防護服(2重)+ゴーグル+防護マスク+手袋(2重)+ゴム長靴を装着

【農場内での防疫作業の流れ】

農場内での作業の基本的な流れは、鶏舎内の消毒→評価→殺処分→汚染物回収・処理→農場内消毒です。並行して重機による埋却作業を実施します（別添【資料3】参照）。農場内での作業は進捗状況により変わり、必ずしも基本の流れどおりに進まないこともあります。各作業責任者の指示に従い、円滑な作業にご協力をお願いします。

【注意事項】

- ア 作業者の身体に病原体が付着することを防ぐために、正しく防護服等を脱着することが非常に重要ですので、不明な点は脱着時に係に確認してください。
- イ 農場内での作業は、防護服等を装着しての不慣れな作業となりますので、ケガ等のないように各自が十分気を付け、体調が悪くなった場合等は、直ちに各作業責任者（防疫服に標識しています）に申し出てください。
- ウ 作業内容については、係から説明がありますので、従ってください。作業途中で判断に迷った場合には、随時、作業責任者に確認し的確な対応をお願いします。
- エ 休憩時の際は、作業責任者から指示があります。所定の休憩場所に行き、休憩を取ってください。
- オ 作業者自らが病原体を身体に付着させて、農場外に持ち出さないためにも、作業終了後は、係の指示に従い、正しい脱衣、消毒等を行ってください。

②農場周辺での作業

農場周辺での作業は、中継基地での動員者への対応、消毒ポイントでの車両消毒です。

【各班の作業内容】（別添「資料2」参照）

作業班	作業内容	留意事項
動員者への対応	<ul style="list-style-type: none">・防護服の着衣補助・飲食物の配布補助・資機材の管理補助・バスの誘導・動員者の誘導補助	<ul style="list-style-type: none">・動員者の中から選出します（5名程度）
消毒ポイントでの畜産関係車両の消毒	<ul style="list-style-type: none">・半径10km、3km、1kmの移動制限区域の境界にあたる幹線道路上の消毒ポイントでの畜産関係車両の消毒	<ul style="list-style-type: none">・所定の消毒ポイント（作業する消毒ポイントへは、中継基地から公用車で移動します。）・原則、24時間6交代制・防護服着用

【農場周辺での防疫作業の流れ】

到着後、現地の係の誘導に従ってください。作業内容については、係から説明します。作業にあたる消毒ポイントまで公用車等で移動します。

3 帰途に当たっての留意事項

- ①防疫作業に携わった方は、鶏などへの感染防止のため、7日間は鶏などとの接触はできません。
- ②帰途の際には、できる限り早く自宅に帰り、着替え、入浴（特に念入りに洗髪を行ってください）をして下さい。
- ③帰宅時や現地で着用した衣類については、直ちに洗濯して下さい。

4 その他

健康面に関しては「防疫措置作業者のみなさまへ（健康管理編）」（P41）をご覧ください。

防護服の着衣の仕方



長靴



防護服



ヘアキャップ



マスク



ゴーグル



内手袋



外手袋

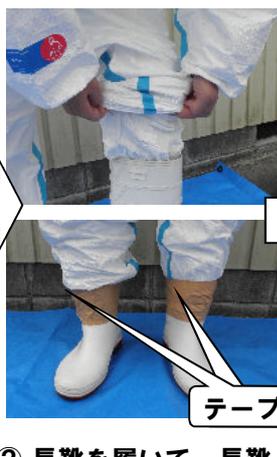


【装着前の注意点】

- ・ 防護服は、2枚着用（一枚目は作業服、二枚目は防護服として使用）する。
- ・ 汗をかきやすいので、下には薄手の服を着る。
- ・ 外側（2枚目）防護服の前面、背面には、着用前に、班名・名字をマジックで大きく書く。

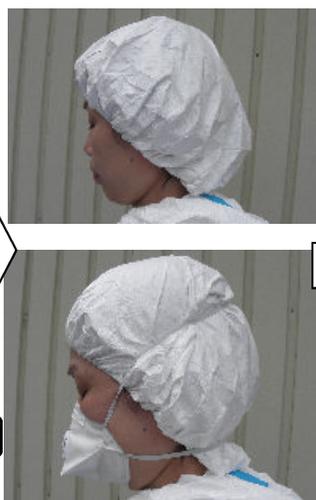


防護服（内側）
① 防護服（2枚）を着る。



テープ

② 長靴を履いて、長靴の外に二枚目の防護服の裾を出し、ガムテープで長靴との隙間がないように止める。



③ ヘアキャップを被り、マスクを着用する。



④ マスクは、顔と隙間がないように密着させる。



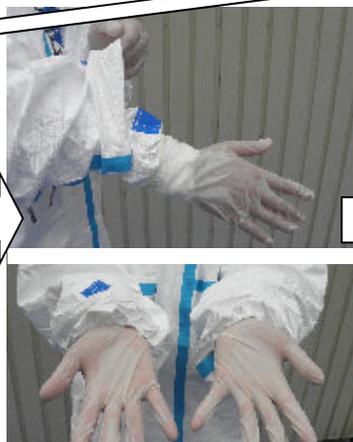
⑤ 防護服のフードを被る。目張りを張り付ける。



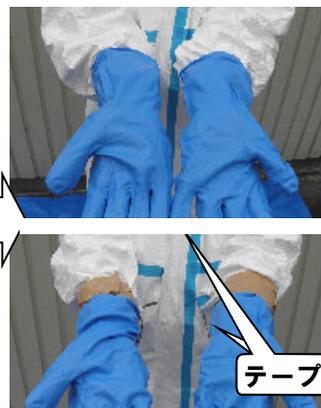
目張り



⑥ ゴーグルを着ける。



⑦ 内手袋を着け、一枚目の防護服の袖を覆うようににする。二枚目の防護服の袖口を上に出す。



テープ

⑧ 外手袋を着け、隙間がないように手袋のエッジと防護服をガムテープで密着させる。（隣の作業員と互いに止め合う）

防護服の脱衣の仕方



① 全身を逆性石鹼で消毒する（消毒班が担当）。特に外手袋と長靴は入念に消毒する。



② 一番目のトレーに入り、備え付けのブラシで靴底の糞等を洗浄する。二番目のトレーに入り、靴底を消毒する（消毒班が担当）。



③ 外手袋および長靴のガムテープをはがし取る。外手袋を裏返すように外す。廃棄袋に捨てる。手袋の外側に触らない（重要！）。



④ ゴーグル部分を持たずに、後ろのベルトから外す（重要！）。廃棄袋に捨てる。



⑤-1 外側（2枚目）の防護服を裏返しながら脱ぐ。



⑤-2 防護服の外側に触らない（重要！）。



⑥ 防護服を丸めるように脱ぎ、廃棄袋に捨てる。長靴を脱ぐ。



⑦ マスク部分を持たずに、後ろのゴムを持ってマスクを外す。ヘアキャップを外す。廃棄袋に捨てる。（ほこり等を吸わないように注意する）



⑧ 内手袋をアルコール消毒をする（消毒班が担当）。



⑨ 内手袋を裏返すように外す。廃棄袋に捨てる。

- ・ 内側（1枚目）の防護服を脱ぐ。廃棄袋に捨てる。
- ・ 脱衣後に、手洗い・消毒・洗顔・うがいをする。

<各作業班の作業風景イメージ>

【資料 2】



<防護服着用状態>

- ・防護服
- ・ゴーグル
- ・マスク
- ・手袋(2重)
- ・ゴム長靴

64

防護服等の着用状態



家保職員が作業手順を説明

作業手順説明

1. 現地移動規制班



農場入り口に設けた車両消毒ポイント

農場入口の消毒ポイント



農場への連絡道路入口の消毒ポイント

2. 消毒班



殺処分実施前の鶏舎内の消毒

鶏舎内の消毒



鶏舎周辺の消毒



作業者の消毒



農場から出る車の消毒

3. 殺処分班

【資料 2】



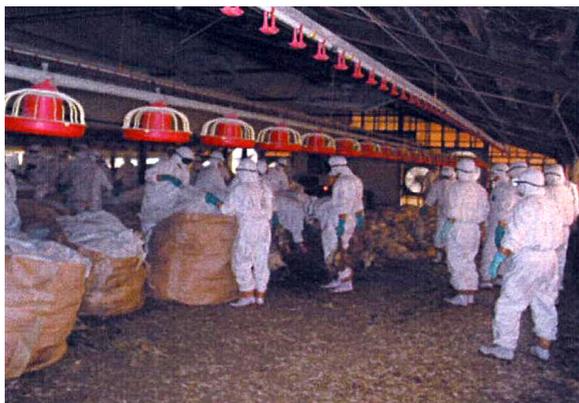
炭酸ガスによる鶏の殺処分



鶏を入れた袋への炭酸ガスの充填



台車による鶏の運搬



死亡鶏をフレコンバックに投入

4. 汚染物品回収班



鶏糞の回収作業



鶏糞をフレコンバックに投入回収



飼料の回収作業



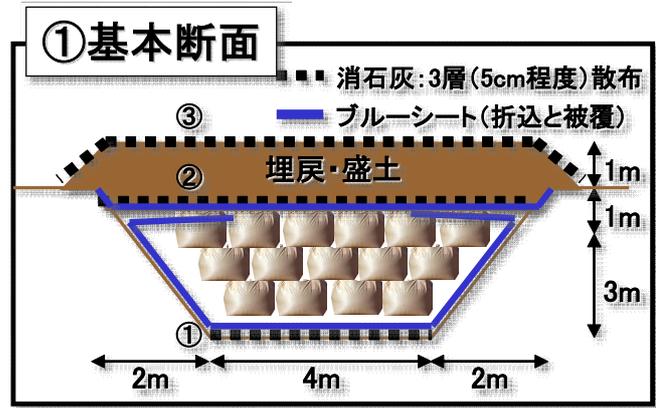
鶏舎周辺の消石灰散布

5. 埋却溝掘削班

【資料2】



重機を用いた埋却場所の掘削



6. 汚染物処理班



埋却溝内へのビニールシートの敷設



フレコンバックの積載



埋却溝内への汚染物品の敷設



埋却溝内への汚染物品の敷設



埋却溝内への消石灰散布



埋却作業完了

7. 消毒・移動規制班



消毒ポイントにおける車両消毒

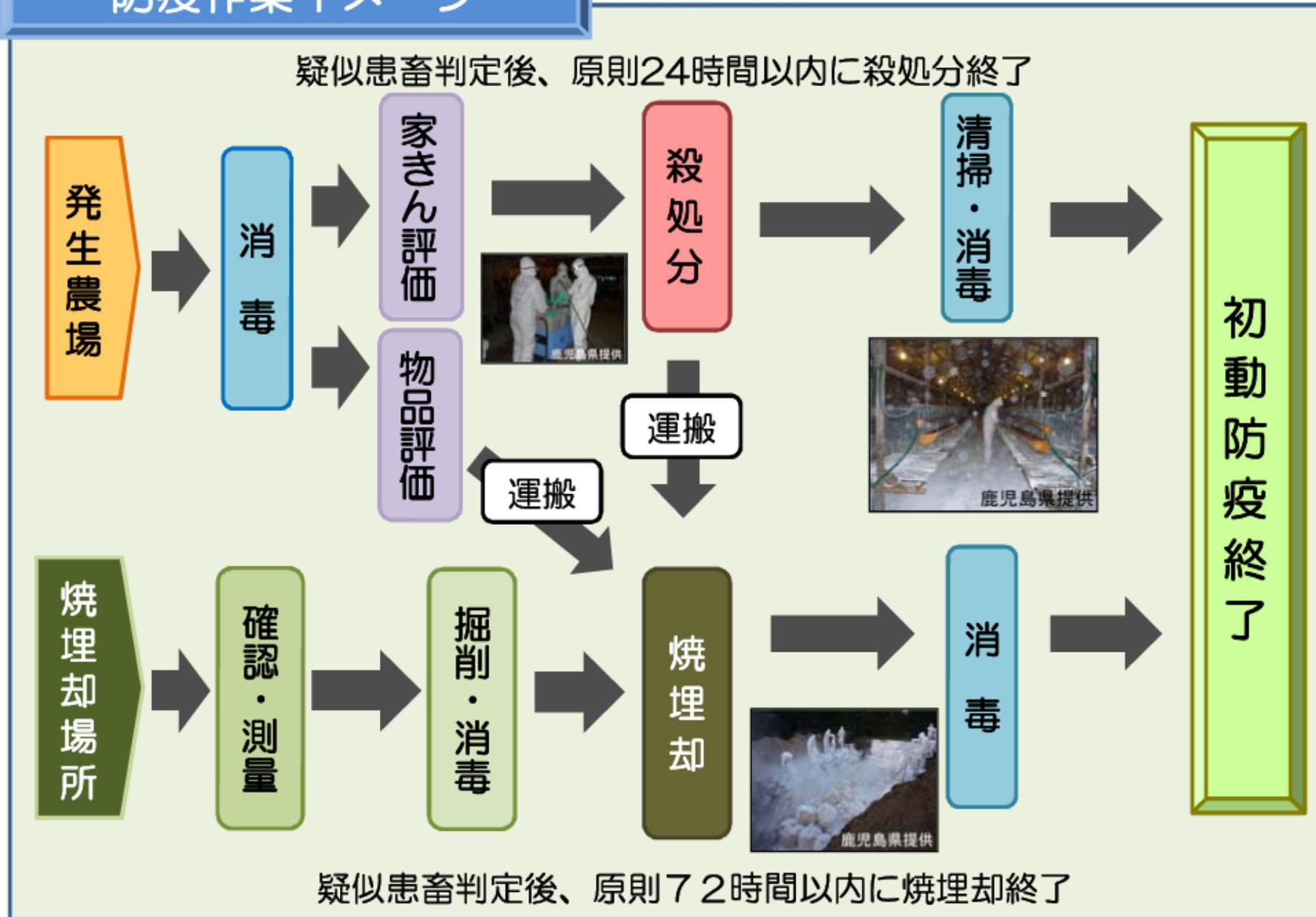
半径10kmの移動制限区域境界の消毒ポイント（山口）



消毒ポイントでの関係車両の消毒（宮崎）

※状況により必ずしも基本の流れどおりには進まないこともあります。例えば、他の班の作業を手伝うこともあり得ますので、各作業責任者の指示に従い、円滑な作業にご協力をお願いします。

防疫作業イメージ



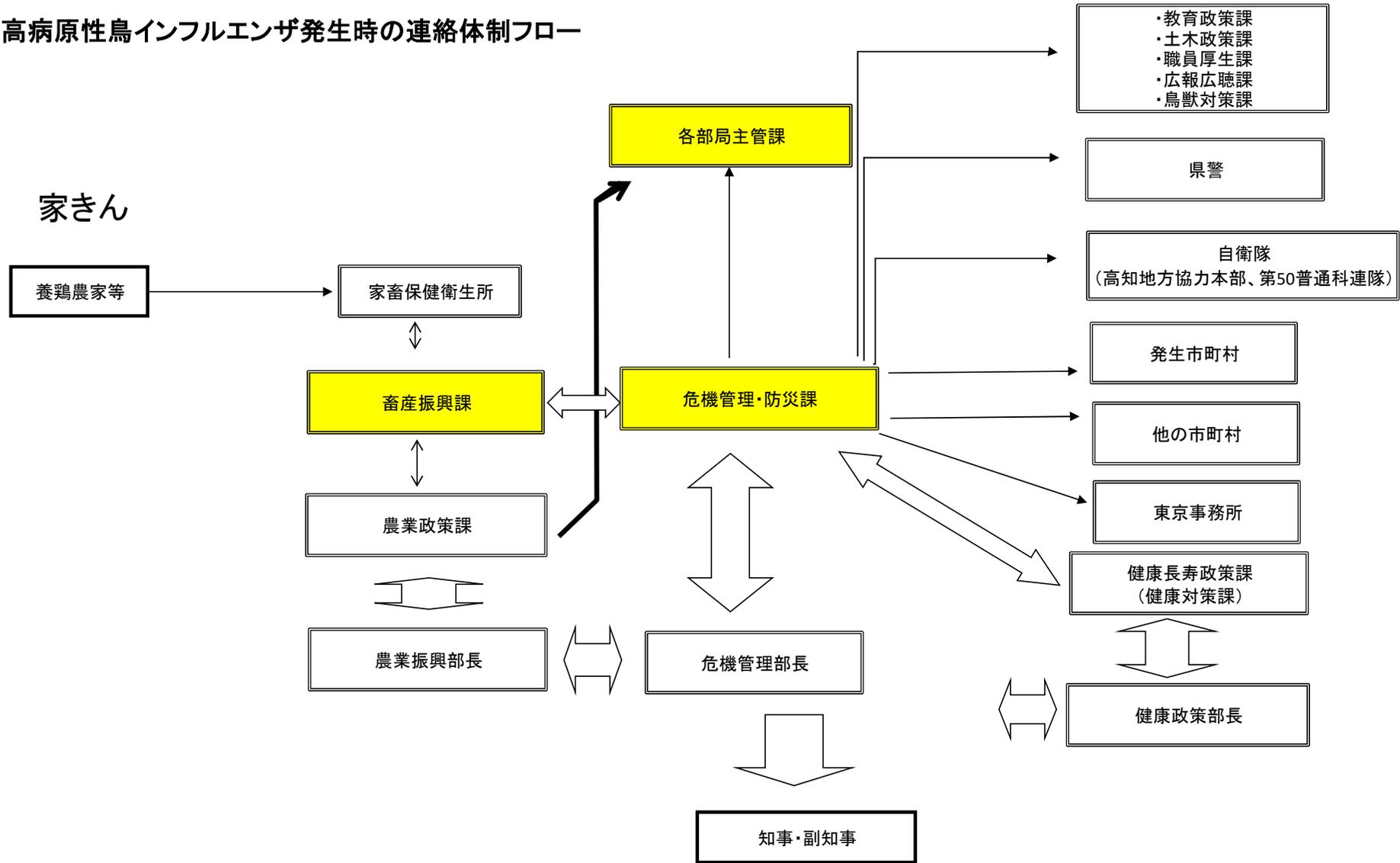
【資料編】

発生時における連絡体制 フロー及び連絡網について (各農場共通)

連絡体制フロー及び必要な連絡先を整理することによって、危機対応の迅速化を図ることを目的とする。

- 高病原性鳥インフルエンザ発生時の連絡体制フロー……………P56
 - フェーズ1 異常家きん発生……………P57
 - フェーズ2 簡易検査陽性……………P58
 - フェーズ3 疑似患畜決定……………P59
- 危機管理部における異常家きん発生後の連絡フロー……………P60
(夜間・休日・時間外)
- 連絡先一覧表……………P61

高病原性鳥インフルエンザ発生時の連絡体制フロー



※危機管理本部の設置及び動員体制に係る各部局主管課への連絡は、危機管理部が行う。(部局連絡員等へ連絡)

※関係課への連絡は緊急連絡網(別途作成済み)により行う。

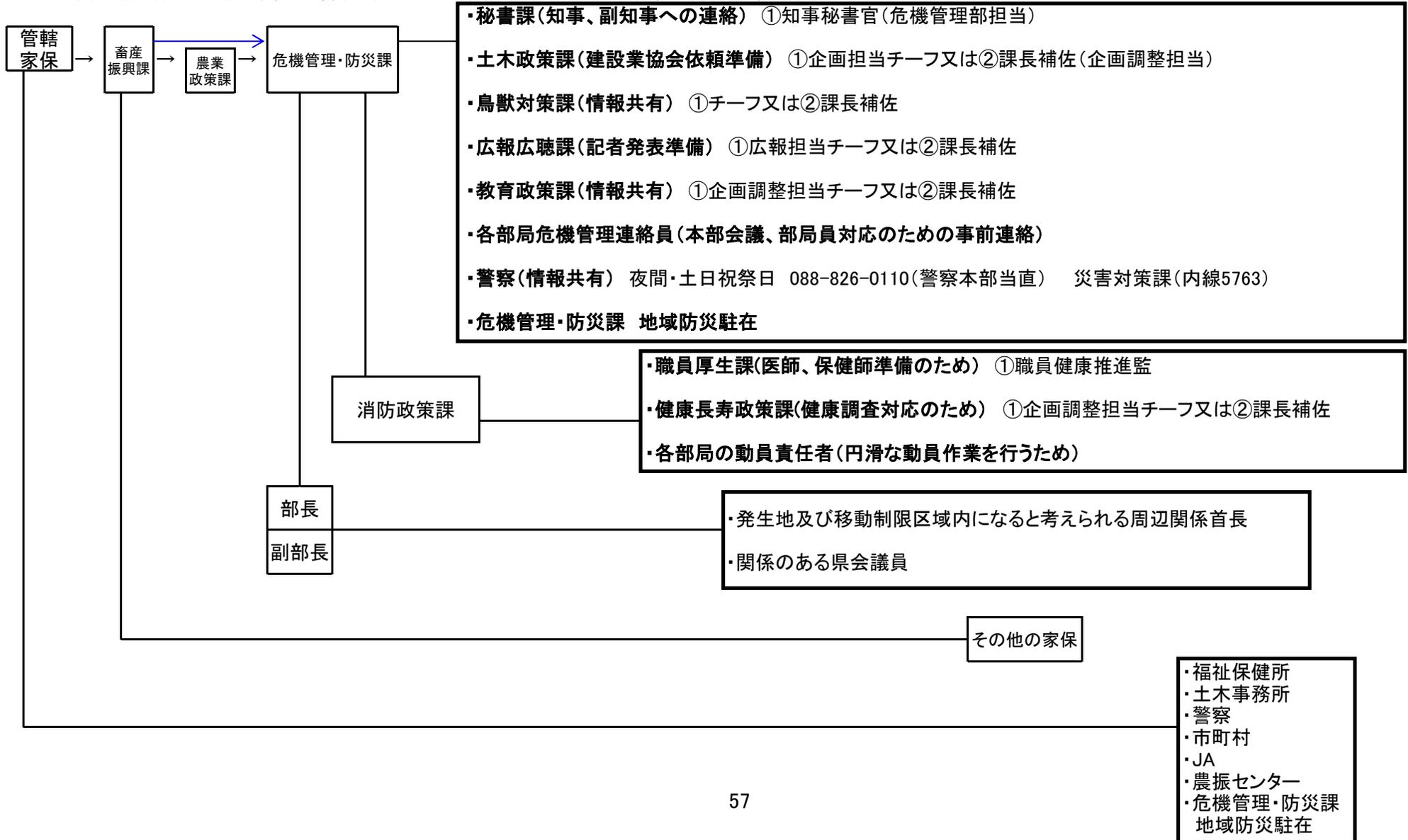
※部局内の緊急連絡網は別途整備しておくこと。

フェーズ1 異常家きん発生

異常家きん発生から2時間後～簡易検査陽性から2時間後

→ 緊急防疫会議開催

(家保、福祉保健所、土木事務所、警察、市町村、JA、農振センター、危機管理・防災課 地域防災駐在)



フェーズ2
簡易検査陽性

陽性確認から速やかに
→ 危機管理本部会議開催



交通運輸政策課

消防政策課

部長

副部長

- ・秘書課(追加報告) ①知事秘書官(危機管理部担当)
- ・広報広聴課(記者発表の対応) ①広報担当チーフ又は②課長補佐
- ・交通運輸政策課(トラック協会、バス協会への依頼) ①課長補佐
- ・土木政策課(建設業協会への依頼) ①企画担当チーフ又は②課長補佐(企画調整担当)
- ・鳥獣対策課(情報共有) ①チーフ又は②課長補佐
- ・教育政策課(情報共有) ①企画調整担当チーフ又は②課長補佐
- ・各部局危機管理連絡員(本部会議の部局員対応のため)
- ・危機管理・防災課 地域防災駐在

情報共有先

- ・警察 夜間・土日祝祭日 088-826-0110(警察本部当直) 災害対策課(内線5763)
- ・自衛隊高知地方協力本部 088-822-6128 (24時間)
- ・陸自第50普通科連隊 0887-55-3171(交換)→237(第3科) 土日祝祭日 交換→302(当直)
- ・市町村・消防FAX
- ・東京事務所 ①チーフ(土木・危機管理担当)、②チーフ(農業・水産振興担当)又は③副所長 03-3501-5541 03-3501-5545(FAX)
- ・四国他県FAX 愛媛(防災危機管理課)089-941-2160 香川(危機管理課)087-831-8811 徳島(危機管理政策課)088-621-2987
- ・国交省 四国地方整備局 (場合によっては発生後の協力依頼) 防災課 087-851-8061(3411)

- ・職員厚生課(健康調査対応のため) ①職員健康推進監
- ・健康長寿政策課(健康調査対応のため) ①企画調整担当チーフ又は②課長補佐
- ・各部局の動員責任者(円滑な動員作業を行うため)

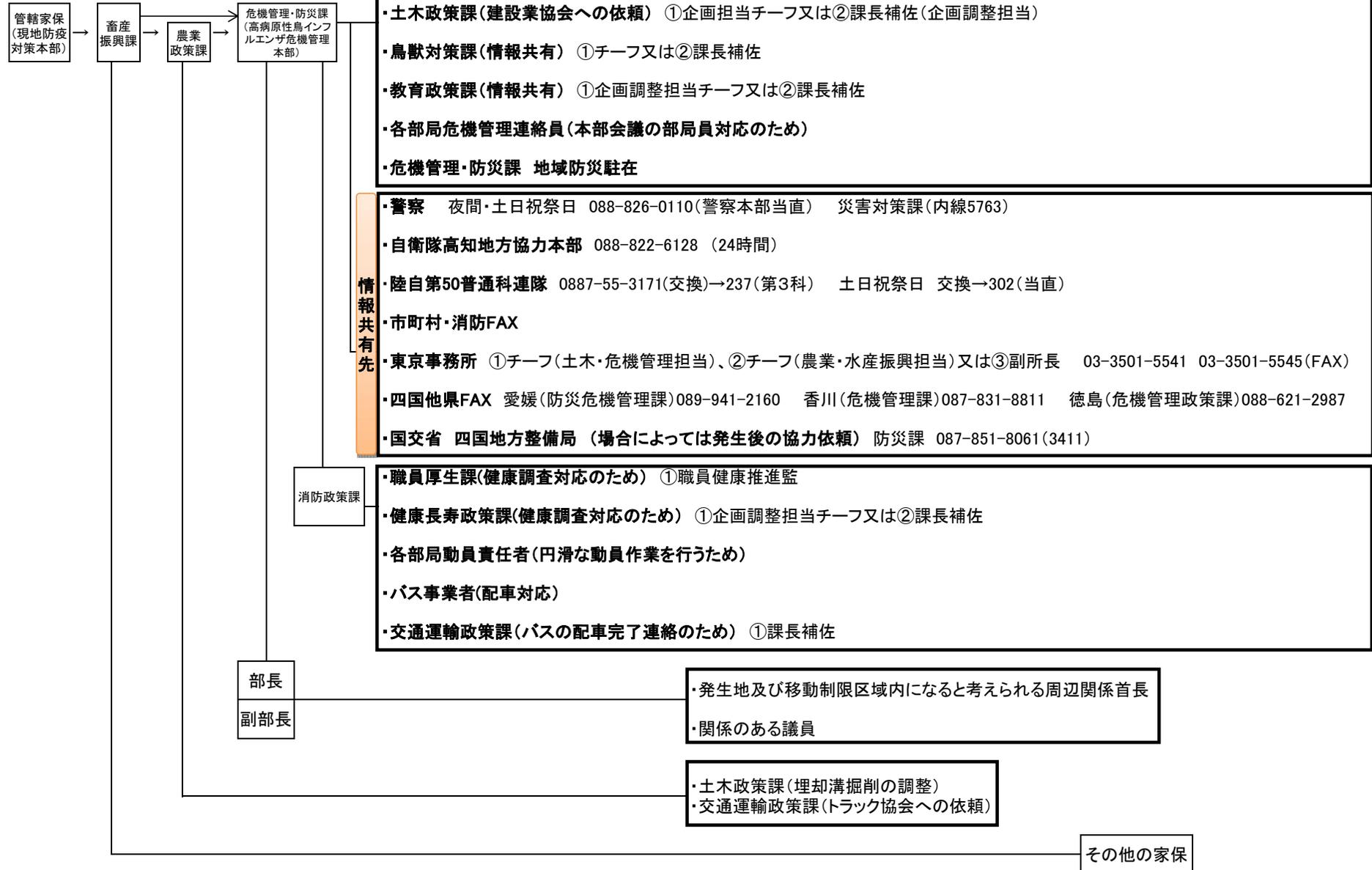
- ・発生地及び移動制限区域内になると考えられる周辺関係首長
- ・関係のある県会議員

その他の家保

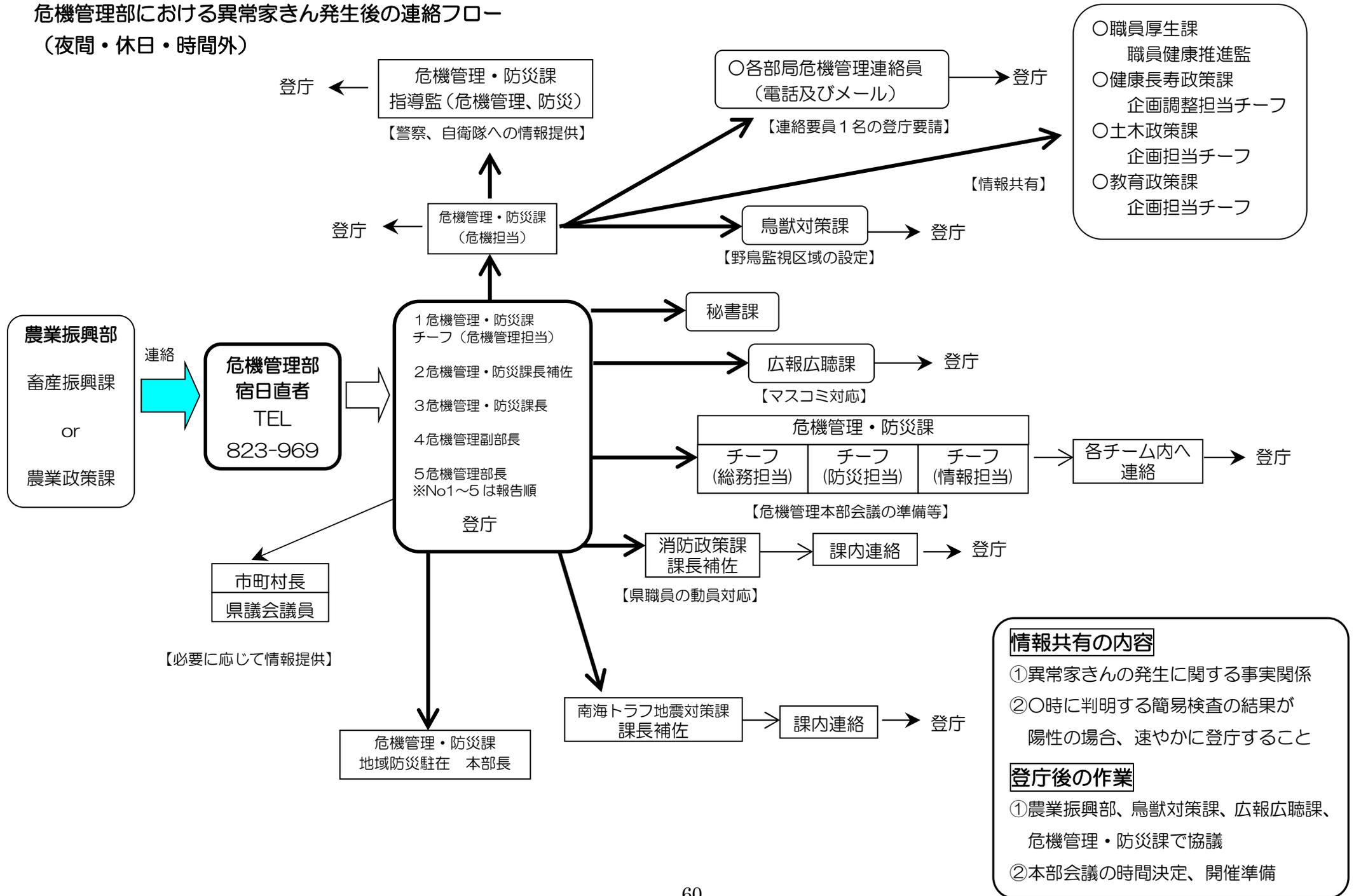
フェーズ3

疑似患者決定(簡易検査陽性判定から12時間～16時間後を想定)

→ 疑似患者決定2時間後、
集合場所から防疫作業員を搬送し出発



危機管理部における異常家きん発生後の連絡フロー
(夜間・休日・時間外)



連絡先一覧表

県関係	連絡先
秘書課	内線 2000
広報広聴課	内線 9046
財政課	内線 9154
管財課	内線 9322
危機管理・防災課	内線 9311
消防政策課	内線 9098
健康長寿政策課	内線 9666
鳥獣対策課	内線 9042
交通運輸政策課	内線 9732
土木政策課	内線 9822
農業政策課	内線 4510
畜産振興課	内線 4553、3092
県出先関係	連絡先
東京事務所	内線8100又は03-3501-5541
安芸福祉保健所	0887-34-3173
中央東福祉保健所	0887-53-3190
中央西福祉保健所	0889-22-2588
須崎福祉保健所	0889-42-1999
幡多福祉保健所	0880-34-5119
安芸農業振興センター	0887-34-3188
中央東農業振興センター	0887-53-5101
中央西農業振興センター	088-852-1281
須崎農業振興センター	0889-42-3255
幡多農業振興センター	0880-34-7070
中央家畜保健衛生所 本所	088-852-7730
田野支所	0887-38-2543
香長支所	0887-52-3069
嶺北支所	0887-82-0054
西部家畜保健衛生所 本所	0880-37-2148
梶原支所	0889-65-0392
高南支所	0880-22-1124
高知土木事務所 本所	088-882-8141
中央西土木事務所 本所	088-893-2111
越知事務所	0889-26-1161
安芸土木事務所 本所	0887-34-3135
室戸事務所	0887-22-1531
中央東土木事務所 本所	088-863-2171
本山事務所	0887-76-2105
幡多土木事務所 本所	0880-34-5222
宿毛事務所	0880-63-2141
土佐清水事務所	0880-82-1232
須崎土木事務所 本所	0889-42-1700
四万十町事務所	0880-22-1212
関係機関	連絡先
農林水産省 動物衛生課	03-3502-8292
(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門	029-838-7713
警察本部 災害対策課	内線2993又は088-826-0110(交換)
陸上自衛隊第50普通科連隊	0887-55-3171(交換)→237(第3科)、302(当直)
自衛隊高知地方協力本部	088-822-6128
一般社団法人 高知県建設業協会	088-822-6181
一般社団法人 高知県トラック協会	088-832-3499
一般社団法人 高知県バス協会	088-866-0505

高知県高病原性鳥インフルエンザ等

県内発生時対処計画

平成23年 3月 作成
平成24年 3月 修正
平成25年 3月 修正
平成26年 9月 修正
平成31年 3月 修正
令和 3年 3月 修正
令和 3年10月 修正

●高知県危機管理部危機管理・防災課

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL 088-823-9311

FAX 088-823-9253

E-mail 010101@ken.pref.kochi.lg.jp

●高知県農業振興部農業政策課

TEL 088-821-4510

FAX 088-821-4519

E-mail 162201@ken.pref.kochi.lg.jp

●高知県農業振興部畜産振興課

TEL 088-821-4553

FAX 088-821-4578